

# 市職員の不祥事に関する対応

## 事件の徹底究明と

## 再発防止に取り組んでいます

▽問い合わせ先Ⅱ総務課(☎内線236)

このたび、市職員亙理義政技監が、自らの職務に関して賄賂を受け取り、逮捕・起訴されるといふ重大な事件が発生しました。

市では、これを厳粛に受け止め、事件の原因究明と再発防止に向けて独自に調査し、業務改善案を取りまとめましたので、お知らせします。

### 事件の内容と発覚後の市の対応

市都市整備部簡易水道事業所技監であった亙理義政が、自らの職務業務に関し、30万円の賄賂を受け取った容疑で、平成31年1月17日に逮捕、2月7日に起訴されました。市では、1月17日の逮捕を受け、警察の捜査に全面的に協力しながら、独自に事件の原因究明と再発防止に向けて調査を進めています。この職員については、起訴された2月7日付けで休職

(職を保有しつつ職務に従事させない処分)となり、簡易水道事業所技監の任を解いて総務部付とし、給与を支給しない措置を取りました。起訴された職員を含め、関係者の処分は、今後行われる事件の裁判内容などを確認した上で厳正に対処します。今後は、外部の有識者などにも協力を仰ぎながら、事件が発生した原因などの検証を深めるとともに、具体的な改善策を業務システムに組み込み再発防止に努めて参ります。

### 業務改善案

市では、事件発覚後の1月22日から25日まで、庁内で部課長などから事情聴取を行い、独自に事件の原因を調査しました。今回の不祥事が発生した原因は、逮捕された職員の公務員としての倫理観が欠けてい

たこと、こうした事態を未然に防ぐことのできなかった組織マネジメント、人事体制、業務システムに問題があると考え、業務改善案を作成しました。今後、この案をもとに全庁を挙げて具体的な取り組みを進めながら、各部署が独自に再発防止に取り組めます。

### ■組織マネジメントに関する改善

- (1) 公益通報制度の創設
- (2) 「懲戒処分の指針」の市民および職員に対する公表
- (3) 文書の適正処理および適正管理
- (4) 秘匿性の高い回議書類の適正管理
- (5) 事務室へのあいさつのみの事業者訪問などの立ち入りを原則禁止

### ■人事体制に関する改善

- (1) 長期滞留の弊害を意識した

## 職員一丸となって

## 信頼回復に努めます

大船渡市長 戸田 公明

このたび、市職員がこのような重大な容疑で逮捕・起訴されたことは、市政を預かる責任者として誠に遺憾であり、市民の皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことに、心からお詫び申し上げます。わたくしは、市長就任以来、「何事にもフェアに」を信条に、公平性、透明性を意識しながら市政運営に取り組んできたところであり、市民一丸となって、復興の総仕上げに全力で取り組んでいるさなか、市職員がこのような容疑で逮捕・起訴されたことは、誠に遺憾であり、痛恨の極みであります。今後、市職員一丸となり、事件の徹底究明と再発防止に向けた業務改善を進め、市民の皆様への信頼回復に全力を挙げて取り組んで参ります。

### 適切な人事異動

- (2) 公務員倫理研修
- (3) コンプライアンス研修
- (4) 組織マネジメント研修
- (5) 財務事務研修
- (6) 風通しの良い職場づくりの実施

### ■業務システムに関する改善

- (1) 随意契約事務のマニュアル、チェックリストの作成
- (2) 随意契約に関する業者選定理由の厳格化と決裁による
- (3) 随意契約に関して競争性と適正価格の確認ができる手法の確実な実施
- (4) 委託工事の抜き打ちによる執行状況確認検査
- (5) 設計や積算、見積もり内容など複数チェック体制の構築
- (6) 委託工事については年度途中に一覧化
- (7) 契約履行確認、検収などの厳格化と責任の明確化

## 事件発覚以降の市の対応

平成31年 1月17日(木)	1月23日(水)	・再発防止に向けた庁内事情聴取 ・盛岡地方検察庁で事情聴取(簡易水道事業所長)
	1月24日(木)	・再発防止に向けた庁内事情聴取 ・盛岡地方検察庁で事情聴取(簡易水道事業所長補佐)
1月18日(金)	1月25日(金)	・再発防止に向けた庁内事情聴取
	1月29日(火)	・再発防止に向けた業務改善案を取りまとめ、部課長などに周知
1月22日(火)	2月4日(月)	・市議会全員協議会で、これまでの対応状況などを説明
	2月7日(木)	・市職員起訴の情報を入手 ・市議会議長、会派代表者に市職員起訴について説明 ・臨時記者会見で、市職員起訴について説明

## 防災行政無線の誤作動などについて

▽問い合わせ先Ⅱ防災管理室(☎内線239)

2月16日の午後3時41分ごろに、市の防災行政無線および戸別受信機でJアラート(全国瞬時警報システム)による緊急地震速報が誤って放送されました。

当日は、市役所の館内放送の設備が新しい設備に入れ替えとなったため、Jアラートの機器類を新しい館内放送の設備に接続する作業を行ったところであり、確認のために「試験放送です。これは試験放送です」という音声のJアラートの試験放送を行った際に、緊急地震速報(緊急地震速報のチャイム)緊急地震速報。大地震です。大地震です。が防災行政無線で放送されました。

原因を調査したところ、館内放送設備と接続している配線にノイズが発生したことによって、今回の試験放送では信号が出ていない緊急地震速

報の配線に影響を与えて、信号が出されたような形となり、防災行政無線の誤作動を引き起こして放送が行われたことが判明しました。

さらに、2月17日の午後6時30分には、2月16日の午後6時30分に放送されるべきであった2月17日の休日当番医の放送が誤って行われました。原因を調査したところ、放送される日時の設定を誤っていたことが原因でした。市民の皆様には多大なるご迷惑をおかけしました。

今後は防災機器類の確認作業の徹底やチェック機能の強化など再発防止に努めます。※Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。